

訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『企業法務3級』の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに以下のとおり訂正させていただきます。

版・刷	頁	訂正箇所	誤	正
初版	14	本文下から7行目	～（会社法348条3項4号、～	～（ <u>会社法348条4項、同条3項4号</u> 、～
初版	22	本文下から10行目	法令においては、内容を <u>性格</u> に表現するため～	法令においては、内容を <u>正確</u> に表現するため～
初版	41	本文上から3行目	① <u>1</u> 出資者による所有	① 出資者による所有
初版	51	本文上から4行目	また、募集設立では払込取扱金融機関は、 <u>設立等記事</u> の～	また、募集設立では払込取扱金融機関は、 <u>設立登記時</u> の～
初版	66	図表3-1-2中、「譲渡制限なし（公開会社）」の「非大会社」の項（1行目）	<u>取締役</u> ＋監査役	<u>取締役会</u> ＋監査役
初版	67	本文上から9～10行目	株主総会は、 <u>取締役会</u> の決議に基づき（ <u>会社法298条4項</u> ）、 <u>取締役会</u> が招集する（同法296条3項）。	株主総会は、 <u>取締役</u> が招集する（同法296条3項）。
初版	67	本文上から10～11行目	<u>取締役会</u> は、株主総会の開催日時、場所、株主総会の目的事項を定める（同法298条1項）。	<u>取締役</u> （ <u>取締役会設置会社</u> の場合は <u>取締役会</u> ）は、株主総会の開催日時、場所、株主総会の目的事項を定める（同法298条1項、4項）。
初版	159	本文上から3～4行目	事務所用の建物貸借契約であるので、弱者救済のための「借地借家法」が適用されない点に留意すべきである。	事務所用の建物貸借契約であっても、弱者救済のための「借地借家法」が適用される点に留意すべきである。

初版	207	本文上から10～16行目	<p>～特定の債権ではなく、極度額を限度として保証債務の責任を負い（民法465条の2 1項）、極度額の定めのない根保証は効力を生じない（同法465条の2 2項）。</p> <p>期間の定めのない根保証は、根保証契約の締結の日から3年を経過したときに債務の元本が確定し、期間を定める場合は5年以内であればその日に元本が確定し、以後は確定した債務のみに対する保証債務が存続する（同法465条の3 1項、2項）。</p>	<p>～<u>貸金等</u>については、極度額を限度として保証債務の責任を負い（民法465条の2 1項）、極度額の定めのない根保証は効力を生じない（同法465条の2 2項）。</p> <p><u>貸金等</u>の期間の定めのない根保証は、根保証契約の締結の日から3年を経過したときに債務の元本が確定し、期間を定める場合は5年以内であればその日に元本が確定し、以後は確定した債務のみに対する保証債務が存続する（同法465条の3 1項、2項）。</p>
初版	221	本文上から14～15行目	～ <u>受働債権</u> が弁済期に至っていない場合は、～	～ <u>自働債権</u> が弁済期に至っていない場合は、～
初版	270	本文上から10行目	個人情報保護法の <u>規則</u> 対象には～	個人情報保護法の <u>規制</u> 対象には～
初版	332	「理解度チェック」6. の解答・解説	○ <u>動産売買の先取特権を主張でき、その在庫に対しほかに譲渡担保等の担保権が設定されていなければ、優先的に回収に充当できる。</u>	× <u>保全命令の裁判は、「被保全権利」と保全の理由としての「保全の必要性」が不可欠な要件である。</u>

※初 版：平成19年10月27日発行